

カトリック仙台司教区
性虐待、性暴力、ハラスメント防止宣言

私たちカトリック仙台司教区の聖職者と奉獻生活者は、人間の尊厳を踏みにじる性虐待、性暴力、あらゆるハラスメントを許さず、普遍教会の一部であるカトリック仙台司教区でこのようなことを起こさないように決意し、防止に取り組むことを宣言いたします。

私たちは、2002年6月に日本のカトリック司教団が発表した「子どもへの性虐待に関する司教メッセージ」（QR①）に留意するとともに、2018年8月20日に教皇フランシスコが「神の民」へ宛てた書簡（QR②）の冒頭の言葉を重く受け止めます。

「一つの部分が苦しめば、すべての部分がともに苦しむのです」（一コリント 12・26）。

わたしは、おびただしい数の聖職者と奉獻生活者による性的虐待、権力の乱用、心理的虐待により大勢の未成年者が苦しんでいることを改めて確認し、この聖パウロのことに強く心を揺さぶられます。それは、だれよりもまず被害者本人に、その家族に、さらには信者であるか否かにかかわらず社会全体に痛みと無力感を与え、深い傷を負わせる犯罪行為です。過去を振り返り、どんなにゆるしを求め、与えた危害を償おうと努めても、決して十分ではありません。こうした事態が二度と繰り返されない文化、隠ぺいし継続させる余地を与えない文化を築くために、未来を見据えながらどんなに努力しても、努力しすぎることはありません。

さらに、私たちは教皇フランシスコが2023年3月25日に「自発教令形式による使徒的書簡『あなたがたは世の光である』」（QR③）にて聖職者と奉獻生活者による性的虐待を予防し阻止するための規定を決定したことを承知しています。

私たち仙台司教区の聖職者と奉獻生活者は、この宣言を以下の通り具体化いたします。

1. 教区へ性虐待、性暴力、ハラスメントに関する訴えや相談が直接通じるように、用件に対応する相談窓口と「子どもと女性の権利を守る委員会」を立ち上げ活動し続けています。
2. 「性虐待被害者のための祈りと償いの日」（四旬節第二金曜日）を啓発し行っています。
3. この問題に対する教区全体の意識を高めるため、そして教区の施設や事業所の中での健全な人間関係を作るために聖職者・奉獻生活者・信徒・教区職員の研修を継続的に行っています。

2024年3月1日

カトリック仙台司教区の聖職者と奉獻生活者を代表して

QR①



QR②



QR③



司教 ガクタン エドガル